

国家知識産権局  
「専利優先審査管理弁法（意見募集稿）」

2017年4月7日発表

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。

※ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

# 専利優先審査管理弁法（意見募集稿）

## 第一条（立法目的）

産業構造の最適化と高度化を促進し、国家知的財産戦略の実施を推進し、革新駆動型発展に寄与し、専利審査手続きを改善するために、「中華人民共和国専利法」と「中華人民共和国専利法実施細則」（以下、「専利法実施細則」という）の関連規定により、本弁法を制定する。

## 第二条（適用範囲）

本弁法は下記専利出願或いは案件の優先審査に適用する。

- （一）実体審査段階の発明専利出願。
- （二）実用新案と意匠専利出願。
- （三）発明、実用新案と意匠専利出願の復審。
- （四）発明、実用新案と意匠専利の無効宣告。

関連する両国間或いは多国間協議及び国家知識産権局のその他の関連規定により優先審査を行う場合、関連規定に従うものとし、本弁法を適用しない。

## 第三条（出願と復審に適用する場合）

下記のいずれかの場合に該当する専利出願或いは専利復審案件は、優先審査を請求することができる。

- （一）省エネルギー・環境保全、新世代情報技術、バイオテクノロジー、ハイエンド装備製造、新型エネルギー、新材料、新型エネルギー自動車とスマート製造等の国家重点的発展産業に関わる場合。
- （二）各省級と区を設置している市級人民政府が重点的に推奨・扶助している産業に関わる場合。
- （三）インターネット、ビッグデータ、クラウド・コンピューティング等の分野に関わり、且つ技術或いは製品の更新速度が速い場合。
- （四）専利出願人或いは復審請求人が実施準備を整えている、或いは実施している、或いは他人がその発明創造を実施しているのを証明できる証拠がある場合。
- （五）同じ主題で初めて中国で専利を出願した後、またその他の国家或いは地域で専利を出願する場合。
- （六）国家利益や公共利益に重大な意義があり、優先審査が必要なその他の場合。

## 第四条（無効に適用する場合）

下記のいずれかの場合に該当する無効宣告請求案件は、優先審査を請求することができる。

- （一）無効宣告請求案件の関わる専利に関連して権利侵害紛争が起こり、当事者が

既に地方の知識産権局に処理を請求している、或いは人民法院に起訴している、或いは仲裁調停組織に仲裁調停を請求している場合。

- (二) 無効宣告請求案件の関わる専利は国家利益や公共利益に重大な意義がある場合。

### 第五条（請求主体）

専利出願と専利復審案件について優先審査を請求する場合、出願人全員或いは復審請求人全員の承認が必要である。無効宣告請求案件の優先審査を請求する場合、無効宣告請求人或いは専利権者全員の承認が必要である。

係争専利侵害紛争を処理・審理する地方の知識産権局、人民法院或いは仲裁調停組織は、無効宣告請求案件について優先審査を請求することができる。

### 第六条（数量管理）

専利出願或いは専利復審、無効宣告請求案件を優先審査する数量に関して、国家知識産権局は専門技術分野ごとの審査能力、前年度専利権付与件数及び今年度審査待ち案件数量等の状況により確定する。

### 第七条（請求形式及び時限）

優先審査を請求する専利出願は、電子出願でなければならない。

発明専利出願人が優先審査を請求する場合、実体審査プロセス通知書を受け取った日から三十日以内に請求しなければならない。

実用新案と意匠専利出願人が優先審査を請求する場合、出願日から三十日以内に請求しなければならない。

専利復審或いは無効宣告請求案件の当事者が優先審査を請求する場合、専利復審を請求した日或いは無効宣告請求日から三十日以内に請求しなければならない。

### 第八条（手続き要件）

出願人が発明、実用新案、意匠専利出願の優先審査を請求する場合、下記の資料を提出しなければならない。

- (一) 省級知識産権局が審査、意見記入と公印押印をした優先審査請求書。
- (二) 要件に適合する検索報告。
- (三) 関連証明文書。

出願人は本弁法第三条第五号により優先審査を請求する場合、優先審査請求書、要件に適合する検索報告及び関連証明文書を提出しなければならない。

当事者は専利復審、無効宣告請求案件の優先審査を請求する場合、省級知識産権局が審査、意見記入と公印押印をした優先審査請求書及び関連証明文書を提出しなければならない。実体審査或いは初歩審査手続きにおいて、既に優先審査している場合、優先審査請求書は省級知識産権局による審査、意見記入と公印押印を必要としない。

地方の知識産権局、人民法院、仲裁調停組織は無効宣告請求案件の優先審査を請求する場合、優先審査請求書を提出して理由を説明しなければならない。

#### **第九条（要件に適合する検索報告）**

本弁法第八条にいう検索報告は、以下の要件を満たさなければならない。

- （一）世界主要国家、地域、組織の専利文献と国内外の主要非専利文献を全面的に検索する。
- （二）出願主題関連で、それ以降の審査の参考になる全ての比較文書を提出する。
- （三）全ての請求項の専利性を判断し、関連証拠と詳細理由を提出する。

#### **第十条（審査通知）**

国家知識産権局が優先審査請求を受理・審査した後、速やかに審査意見を優先審査請求人に告知する。

#### **第十一条（審決期限）**

国家知識産権局が優先審査を承認する場合、優先審査請求を承認した日から、以下の期限までに審決しなければならない。

- （一）発明専利出願に関しては、優先審査請求から四十五日以内に一回目の審査意見通知書を出し、一年以内に審決する。
- （二）実用新案と意匠専利出願に関しては、二ヶ月以内に審決する。
- （三）専利復審案件に関しては、七ヶ月以内に審決する。
- （四）発明と実用新案専利無効宣告請求案件に関しては、五ヶ月以内に審決し、意匠専利無効宣告請求案件に関しては、四ヶ月以内に審決する。

#### **第十二条（回答要件）**

優先審査の専利出願に対して、出願人は速やかに回答或いは補正しなければならない。出願人が発明専利審査意見通知書に回答する期限は、通知書発送日から二ヶ月以内で、実用新案と意匠専利出願人が審査意見通知書に回答する期限は、通知書発送日から十五日以内である。

#### **第十三条（専利出願優先審査を停止する場合）**

優先審査の専利出願について、下記のいずれかの場合に該当すれば、国家知識産権局は優先審査プロセスを停止し、通常出願として処理し、速やかに優先審査請求人に告知する。

- （一）出願人が専利法実施細則第五十一条第一、二項により、出願文書を修正した場合。
- （二）出願人の回答期限が本弁法第十二条所定の期限を超えた場合。
- （三）出願人は虚偽の資料を提出した場合。

#### **第十四条（復審と無効請求案件の優先審査を停止する場合）**

優先審査の専利復審或いは無効宣告請求案件について、下記のいずれかの場合に該当すれば、専利復審委員会は優先審査を停止し、通常出願として処理し、速やかに優先審査請求人に告知する。

- （一）復審請求人が延期して回答した場合。
- （二）無効宣告請求人が証拠と理由を追加提出した場合。
- （三）専利権者は削除以外の方式で請求の範囲を修正した場合。
- （四）専利復審或いは無効宣告請求プロセスが中断された場合。
- （五）案件審理がその他案件の審査結論に頼る場合。
- （六）重大な難解案件であり、専利復審委員会主任から承認された場合。

#### **第十五条（解釈権限）**

本弁法に関して国家知識産権局は解釈権を有する。

#### **第十六条（施行日）**

本弁法は2017年\_\_\_月\_\_\_日から施行する。2012年8月1日から施行した「発明専利出願優先審査管理弁法は同時に廃止する。